

瀬戸市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 23 日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤 恵子

瀬戸市教育委員会規則第 5 号

瀬戸市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市学校給食センター条例施行規則（昭和 46 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員の構成）</p> <p>第 3 条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>瀬戸市立小学校の校長、<u>瀬戸市立中学校の校長及び瀬戸市立特別支援学校の校長</u></p> <p>瀬戸市立小学校の P T A 会長、<u>瀬戸市立中学校の P T A 会長及び瀬戸市立特別支援学校の P T A 会長</u></p> <p>瀬戸市立小学校の給食主任、<u>瀬戸市立中学校の給食主任及び瀬戸市立特別支援学校の給食担当</u></p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p>	<p>（委員の構成）</p> <p>第 3 条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>瀬戸市立小学校の校長<u>及び</u>瀬戸市立中学校の校長</p> <p>瀬戸市立小学校の P T A 会長<u>及び</u>瀬戸市立中学校の P T A 会長</p> <p>瀬戸市立小学校の給食主任<u>及び</u>瀬戸市立中学校の給食主任</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。